

毎週火、金曜日発行（但休日にかんときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇告示 種畜証明書の書換交付
町及び小字の区域の変更
肝てつ検査等の実施
土地改良区役員の退任及び就任
土地配分計画の作成
- ◇教委規則 鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部改正
- ◇教委告示 昭和三十二年度県立高等学校の課程別募集生徒数
- ◇選管告示 県立高等学校の校名、位置及び課程の一部改正
政党、協会、その他の団体の収支報告書要旨

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年二月十五日

鳥取県知事 選 藤 茂

鳥取県規則第六号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表百三十四中「二千円」を「九百円」、「千円」を「九百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九條第一項の規定により、昭和三十二年一月一日から

倉吉市の町及び小字の区域を次のとおり変更した。

昭和三十二年二月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

秋喜字西森ノ下一二ノ二番、一〇ノ二番の内を岡田字鴨川に変更。

岡田字鴨川四三〇番、四三二番、四三四番、四三五番、四三八番、四三九番、四三九ノ一番、四四〇番、四四四番、四四五番、四四六番、四四七番、四四八ノ一番、四四八ノ二番、四四九番、四五〇番、四五一番、四五二ノ一番、四五二ノ二番、四〇五ノ一番、四〇六番、四〇七番、四〇八番、四〇九番の全部及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を岡田字宮代に変更。

福守字宮地五九〇番の全部及びこれに伴う水路の国有地の全部を岡田字宮代に変更。

岡田字鴨川四二八番、四三六番、四三七番、四四二ノ一番、四四二番、四四四ノ一番、四二〇ノ一番、四一七ノ一番、四一七番、四一八番、四一〇番の内及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を岡田字宮代に変更。

岡田字鴨川四二八番の内及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を秋喜字這上りに変更

岡田字西宮代四二九ノ一番、四二九ノ二番の内を岡田字宮代に変更。

岡田字西宮代四二九ノ一番、四二九ノ二番の内及びこれに伴う水路の国有地の全部を国府字砂跡に変更。

岡田字鴨川四三三番の内を岡田字宮代に変更。

岡田字鴨川四三三番の内及びこれに伴う水路の国有地の全部を国府字道場に変更。

岡田字西五輪四八七番の内及びこれに伴う水路の国有地の全部を国府字道場に変更。

岡田字西五輪四八七番の内及びこれに伴う道路の国有地の全部を岡田字宮代に変更。

岡田字西五輪四八六番、四八三ノ一番、四八二ノ一番、四七九第一の全部及びこれに伴う道路の国有地の全部を岡田字宮代に変更。

岡田字西五輪四八五番、四八四番、四八六ノ一番、四八三番、四八二番、四七九ノ一番、四七九ノ二番、四八

○番、四八一番、四九〇番、四九一番、四九二番、四九三番、四九四番、四九四番第一、四九四番第二、四九五番、四九六番、四九七番、五〇一番、五〇一ノ番、五〇二番、五〇三番、四九九番、四九八番の全部及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を岡田字五輪に変更。

岡田字西五輪四八七ノ一番、四八九番、五〇四番の内及びこれに伴う水路の国有地の全部を岡田字五輪に変更。

岡田字畑ケ田五一四番、五一二番、五一一番、五一〇番、五〇五番の内及びこれに伴う水路の国有地の全部を岡田字中郡家に変更。

国府字中郡家四三番の内を岡田字五輪に変更。

国府字鴨川一二番の内を岡田字五輪に変更。

岡田字西五輪五〇四番の内及びこれに伴う水路の国有地の全部を国府字鴨川に変更。

岡田字畑ケ田五〇五番第一の内及びこれに伴う水路の国有地の全部を岡田字五輪に変更。

岡田字畑ケ田五〇五番第一の内及びこれに伴う水路の国有地の全部を国府字鴨川に変更。

岡田字畑ケ田五〇五番第一の内を不入岡字鴨川に変更。

岡田字畑ケ田五〇六ノ一番、五〇六ノ二番の内及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を不入岡字鴨川に変更。

福守字和田々六六八番、六六九番の内及びこれに伴う水路の国有地の全部を国府字鴨川に変更。

国府字鴨川二番の内及びこれに伴う水路の国有地の全部を不入岡字鴨川に変更。

不入岡字鴨川一八九ノ三番、一八九ノ一番の内を国府字鴨川に変更。

岡田字畑ケ田五〇五番、五〇七番の内及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を不入岡字鴨川に変更。

福守字和田々六六七ノ二番、六六七ノ四番、六五八番の全部及びこれに伴う道路国有地の全部を不入岡字鴨川に変更。

福守字和田々六五六番、六六六番、六六八番、六六九番、六六七ノ一番、六六七ノ三番、六六〇番、六五九番、六五七番の内を不入岡字鴨川に変更。

福守字穴エゴ四一九番第二、四二五番第二、六七六番の全部を福守字和田々に変更。

福守字穴エゴ六七五番、四一八番第二の内を不入岡字鴨川に変更。

福守字穴エゴ四一八番第二の内を福守字和田々に変更。不入岡字鴨川一八四ノ四番の内を福守字穴エゴに変更。

福守字和田々六五七番の内を福守字穴エゴに変更。福守字長総サ四八九ノ一番、四九〇番、四九二ノ一番、四九三ノ一番、四九四番、四九五ノ一番、四九六番、四九八ノ一番の全部及びこれに伴う道路の国有地の全部を福守字和田々に変更。

福守字長総サ四九七番の内及びこれに伴う道路の国有地

地の全部を福守字和田々に変更。福守字長総サ四九七番の内及びこれに伴う道路の国有地の全部を福守字貝ヶ場に変更。

福守字貝ヶ場六四一番、六四〇番、六三九番の内及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を福守字和田々に変更。

福守字和田々六四九番の全部及びこれに伴う道路の国有地の全部を福守字貝ヶ場に変更。

福守字貝ヶ場六〇二ノ一番の内及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を福守字宮地に変更。

福守字貝ヶ場六〇四番の内を福守字宮地に変更。岡田字五輪四六二番、四六四番、四七六番、四七五番、四六七番、四六九番、四七二番の内及びこれに伴う道路、水路等の全部を福守字貝ヶ場に変更。

岡田字五輪四六八番、四七〇番、四七一番の全部及び

これに伴う道路、水路等の国有地全部を福守字貝ヶ場に変更。

岡田字畑ヶ田五一四番、五二三ノ一番、五二三ノ二番の内及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を福守字貝ヶ場に変更。

福守字貝ヶ場六四七番の内及びこれに伴う道路の国有地の全部を岡田字畑ヶ田に変更。

福守字和田々六五〇番、六六三番、六六一番、六六〇番、六六七ノ一番、六六六番、六六四番の内及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を岡田字畑ヶ田に変更。

福守字和田々六六五番の全部及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を岡田字畑ヶ田に変更。

福守字野ノ下五二七ノ二番の全部及びこれに伴う水路の国有地の全部を字長総サに変更。

岡田字宮代四五三ノ一番、四五四内第一、四五五番、四五六番、四五七番、四五八番、四九九番、四六〇番、四六一番の全部及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を福守字宮地に変更。

岡田字鴨川四四七ノ一番、四四七ノ二番の全部及びこれに伴う道路の国有地の全部を福守字宮地に変更。

岡田字五輪五〇〇番の全部及びこれに伴う水路の国有地の全部を福守字宮地に変更。

岡田字五輪四七八番、四七五番一、四七五番、四七六番、四六四番、四六二番の内及びこれに伴う水路の国有地の全部を福守字宮地に変更。

福守字貝ヶ場六〇二ノ二番、六〇八ノ二番、六〇九ノ一番、六一二ノ二番、六三〇ノ二番、六三二ノ一番、六一ノ二番、六三五ノ二番、六三三ノ一番の全部及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を福守字野ノ下に変更。

福守字長総サ四九八番、四九六ノ一番、四九五番、四九三番、四九二番、四九一番、四九〇ノ一番、四八九番の全部及びこれに伴う水路の国有地の全部を福守字穴エゴに変更。

福守字乾四〇七番、四〇九番、四一〇ノ一番、四一三ノ一番の全部及びこれに伴う水路の国有地の全部を福守

字穴エゴに変更。

福守字乾四〇八ノ一番の内及びこれに伴う水路の国有地の全部を福守字穴エゴに変更。

不入岡字外河原一一五ノ五番の全部を福守字乾に変更。

福守字外河原一一五ノ一番、一一五ノ四番の内を福守字乾に変更福守字乾ケ瀬三八六番、三八五番の全部及びこれに伴う道路の国有地の全部を福守字乾に変更。

福守字乾ケ瀬三八六ノ一番、三八四番の内及びこれに伴う水路の国有地の全部を福守字乾に変更。

不入岡字外河原一一五ノ一番、一一五ノ四番の内を福守字乾ケ瀬に変更。

不入岡字外河原一一四ノ一番、一一四ノ三番、一一四ノ四番の全部を福守字乾ケ瀬に変更。

不入岡字下河原一一三ノ二番、一一三ノ三番、一一三ノ四番、一一三ノ一番、一一三ノ五番、一一三ノ六番、一一二ノ四番、一一二ノ三番、一一二ノ一番、一〇九ノ一番の全部を福守字乾ケ瀬に変更。

福守字西下高見堂三六五ノ一番、三六五ノ二番の内を

福守字乾ケ瀬に変更。

福守字西下高見堂三六五ノ一番、三六五ノ二番の内を福守字天王に変更。

福守字西下高見堂三六四ノ二番の全部を福守字天王に変更。

不入岡字下河原一〇九ノ一番、一一二ノ一番、一一三ノ五番、一一三番第一、一一三ノ四番、一一三ノ三番、一一三ノ二番に隣接する国有地、旧河川敷の一部を福守字乾ケ瀬に変更。

不入岡字外河原一一五ノ一番に隣接する国有地旧河川敷の一部を福守字乾ケ瀬に変更。

福守字西下高見堂三六四ノ二番、三六五ノ二番、三六五ノ一番に隣接する国有地旧河川敷の一部を字乾ケ瀬に変更。

福守字乾三九一番、三九二番、三九五ノ一番に隣接する国有地旧河川敷の一部を字乾ケ瀬に変更。

国府字鴨川二番、三ノ一番に隣接する国有地旧河川敷の一部を不入岡字鴨川に変更。

福守字和田々六五七番、六五八番、六七七ノ三番、六八八番、六六九番に隣接する国有地旧河川敷の一部を不入岡字鴨川に変更。

鳥取県告示第六十四号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和三十三年二月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書番号

名号

種類

昭三一鳥地第九号

金松

黒毛和種

旧飼養者住所氏名

新飼養者住所氏名

鳥取県東伯郡東伯町 松田 政知

鳥取県東伯郡由良町 米田 千太郎

鳥取県告示第六十六号

次のように肝てつ検査、駆除及び炭を予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛馬の所有者に対して検査、予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年二月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 肝てつ及び炭を予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び駆除の方法

肝てつ検査及び駆除 一 牛、但し生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

炭を予防注射 一 牛、馬、但し生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

肝てつ検査 一 皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除 一 ヘキサクロロエタン製剤投与
炭を予防注射 一 炭を第二予防液皮内注射
別表（肝てつ検査、駆除）

実施期日	実施区域	実施場所
三月四日	鳥取市(旧大和村)	同上
五日	(旧美穂村)	"
六日	(旧大正村)	"
七日	(旧豊美村)	"
八日	(旧明治村)	"
九日	(旧東郷村)	"
十一日	(旧松保村)	"
十二日	(旧大郷村)	"
十三日	(旧吉岡村)	"
十四日	(旧湖山村)	"
十五日	(旧千代水村)	"
十六日	(旧神戸村)	"
五日	東伯郡(旧浦安町)	"
六日	(旧八橋町)	"
七日	(旧下郷村)	"
八日	(旧上郷村)	"
九日	(旧古布庄村)	"

十一日	(旧下北条村)	"
十二日	(旧中北条村)	"
十五日	(旧泊村)	"
十六日	(旧舍人村)	"
十八日	(旧東郷松崎町)	"
十九日	(旧花見村)	"
二十日	倉吉市(旧社村)	"
"	(旧倉吉町)	"
二十二日	(旧灘手村)	"
"	東伯郡(旧大誠村)	"
二十三日	倉吉市(旧小鴨村)	"
"	(旧上小鴨村)	"
二十五日	東伯郡(旧南谷村)	"
"	(旧矢送村)	"
二十六日	倉吉市(旧西郷村)	"
"	(旧上井町)	"
"	(旧上北条村)	"
三月五日	(炭そ予防注射)	"
"	東伯郡(旧浦安町)	同上

鳥取県告示第六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年二月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

北条砂丘土地改良区

理事 穂山 博 東伯郡大栄町大字西園

大井手土地改良区

理事 田中 克孝 八頭郡河原町大字袋河原

"	近藤 国藏	"	布袋
"	森田 清人	鳥取市長谷	
"	加藤 重蔵	倭文	
"	三田 吉之	上味野	
"	大西 直治	朝月	
"	福田 石蔵	下味野	
"	前田 光春	野寺	
"	平野 愛治	葛蒲	
"	本庄 幸延	古海	
"	吉村 貞治	"	
"	沢 良平	安長	
"	岩崎 偉臣	南隈	
"	平木 恒次	晩稻	
"	山田 直徳	西品治	
"	奥村 秀治	湖山町	
"	杉田 光好	"	
"	岸田 正雄	岩吉	
"	浜部徳五郎	賀露町	

就任した役員の氏名および住所

大井手土地改良区	理事	荻原 熊治	八頭郡河原町大字袋河原
"	"	秋山 勝治	鳥取市円通寺
"	"	湧本 実藏	長谷
"	"	加藤 重藏	倭文
"	"	三田 吉之	上味野
"	"	近藤 伝一	横枕
"	"	山田春之助	下味野
"	"	田中 柳八	服部
"	"	前嶋熊太郎	葛浦
"	"	西根 寿広	古海
"	"	前田 正晴	"
"	"	森本 茂信	安長

"	"	平木 恒次	晚稲
"	"	山田 直徳	西品治
"	"	坂本条太郎	"
"	"	奥村 秀治	秋里
"	"	杉田 光好	湖山町
"	"	岸田 正雄	岩吉
"	"	浜部徳五郎	賀露町

鳥取県告示第六十八号
 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条
 第二項の規定に基いて土地配分計画を作成したので、同
 条第三項の規定により、次のとおり告示する。
 昭和三十三年二月十五日
 鳥取県知事 遠藤 茂

土地	新屋	日野	多里	新屋	一	四、一〇〇〇	町
区分	地区名	郡	町村	大字	入	植	反
					予定売	予定充	予定売
					渡口数	渡口数	渡口数
					(数)	(面積)	(面積)

教育委員会規則

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年二月十五日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表

鳥取県立高等学校通学区域表
四 実業科（中学区）中

米子西	家庭課程	西部通学区
米子南	商業課程	米子市
米子工業	機械課程	西伯郡
境	家庭課程	日野郡
法勝寺農業	農業課程	
日野産業	農業課程	
養良農業	農業課程	

米子東高等学校		養良農業高等学校		由良育英高等学校		河北農業高等学校	
定時制 (夜間)	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制
普通科	普通科	農業科	農業科	農業科	農業科	農業科	農業科
普通課程	普通課程	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭
" "	米子市勝田町三〇七番地	" "	西伯郡大山町佐摩三四〇番地	" "	西伯郡淀江町今津二八六番地	" "	東伯郡赤碕町字狐塚一九二番地 東伯郡東伯町保五七一番地
" "	約三五〇	" "	募集停止	" "	約八八〇	" "	約四〇〇
" "	五五〇	" "	募集停止	" "	約二〇〇	" "	募集停止
" "	五五〇	" "	募集停止	" "	約五〇〇	" "	募集停止
" "	五五〇	" "	募集停止	" "	約五〇〇	" "	募集停止

倉吉農業高等学校		倉吉西高等学校		倉吉東高等学校		青谷高等学校		智頭農林高等学校		農業者	
定時制	全日制	全日制	全日制	定時制 (夜間)	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	農業科	農業科
農業科	農業科	普通科	普通科	普通科	商業科 工業科 普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	農業課程 林業課程	農業課程 農村家庭
農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	普通課程 家庭	普通課程 家庭	普通課程	商業 電機 機械	普通課程	普通課程	普通課程	普通課程	農業課程 林業課程	農業課程 農村家庭
" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "
東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地	" "	倉吉市大谷一六六番地	倉吉市余戸谷町三、〇五八番地	" "	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	" "	氣高郡青谷町北浜二九一番地	" "	八頭郡智頭町智頭七一一番地の一	" "	八頭郡河原町曳田七一七番地
" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "
三〇	五〇	四〇	二五〇	四〇	一〇〇	二〇〇	約一五〇	約五〇〇	約五〇〇	募集停止	募集停止

米子西高等学校	全日制	普通科	普通課程	米子市錦町一丁目一〇三番地	〃	三〇〇
米子南高等学校	定時制	農業科	農業課程	米子市竹内五五五番地	〃	三〇〇
米子南高等学校	全日制	商業科	商業課程	米子市長砂町一八八番地	〃	二〇〇
米子工業高等学校	全日制	工業科	機械課程 電氣 土木 工業化学 電波通信	米子市博芳町四丁目三二〇番地	〃	四〇〇
法勝寺農業高等学校	全日制	農業科	農業課程	西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内	〃	五〇〇
境高等学校	定時制	普通科	普通課程	境港市東本町二番地	〃	三〇〇
境高等学校	全日制	普通科	普通課程	境港市山中二、〇六四番地	〃	三〇〇
境水産高等学校	全日制	無電別科 水産科	漁撈課程 製造	〃	〃	四〇〇

根雨高等学校	全日制	普通科	普通課程	日野郡根雨町根雨中租三三八番地	〃	一五〇
	定時制	普通科	普通課程	〃	〃	二〇〇
日野産業高等学校	全日制	農業科 商業科	農林課程 畜産 商業	日野郡黒坂町字紺屋田二一〇番地の一 日野郡黒坂町字紺屋田二一〇番地の二 日野郡江府町小江尾六二番地 日野郡伯南町矢戸一、一六四番地 日野郡高宮村阿毘縁一、四二八番地の一 日野郡溝口町溝口三二一番地	〃 〃 〃 〃 〃 〃	四〇〇 四〇〇 三〇〇 三〇〇 二〇〇 三〇〇
	定時制	農業科	農業課程 農村家庭 農村家庭 農村家庭 農村家庭 農業課程 農村家庭	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三〇〇 二〇〇 三〇〇 三〇〇 三〇〇 三〇〇 三〇〇

合計 六、一四〇

内訳 {全日制 五、四五〇
定時制 六九〇}

鳥取県教育委員会告示第六号

昭和二十九年二月鳥取県教育委員会告示第十三号（県立高等学校の校名、位置及び課程）の一部を次のように改

正し、昭和三十三年四月一日から実施する。

昭和三十三年二月十五日

鳥取県教育委員会委員長 米原

穰

表中

日野産業高等学校	全日制	農業科	農林課程	日野郡黒坂町黒坂字紺屋田一、一一〇番地の一
	定時制	商業科	商業課程	日野郡黒坂町黒坂字紺屋田一、一一〇番地の一
		農業科	農業課程	日野郡溝口町溝口三一一番地
		農業科	農業課程	日野郡日野上村矢戸一、一六四番地の一
		農業科	農業課程	日野郡阿毘縁村一、四二八番地の一
日野産業高等学校	全日制	農業科	農林課程	日野郡黒坂町黒坂字紺屋田一、一一〇番地の一
	定時制	商業科	商業課程	日野郡黒坂町黒坂字紺屋田一、一一〇番地の一
		農業科	農業課程	日野郡溝口町溝口三一一番地
		農業科	農業課程	日野郡江尾町小江尾六二番地
		農業科	農業課程	日野郡日野南町矢戸一、一六四番地の一
		農業科	農業課程	日野郡高宮村阿毘縁一、四二八番地の一

に改める。

を

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会、その他の団体又はその支部の収支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十一年二月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

政党、協会、その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 一 種類 政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書
- 二 期間 昭和三十一年七月一日 昭和三十一年十二月三十一日（定期）
- 三 報告書の要旨

団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附の総額		一件五百円以上の寄附の総額		一件千円以上の支出の総額		一件五百円以上の支出の総額		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
機関車政治連盟米子支部	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年二月十四日
自由民主党鳥取県支部連合会	1	2,668,399円	1	1,000円	1	2,544,573円	1	895,699円	1	1,174円	昭和三十一年二月十四日
自由民主党本庄支部	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年二月十四日
自由民主党鳥取支部因幡部会	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年二月十四日
西気高支部	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年二月十四日
自治労政治連盟鳥取支部	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年二月十四日
真政治同志会	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年二月十四日

全日本自由労働組合鳥取県支部															
鳥取県自由党青年部西部支部															
鳥取県 医 師 連 盟															
鳥取県青年婦人会議															
鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟															
鳥取県自由民主党															
鳥取県気高郡青谷町徳安後援会															
直 道 会															
日本共産党伯西地区委員会															
日本社会党鳥取支部															
日本社会党鳥取連合会															
民有林振興協会鳥取県支部															
溝 口 町 同 志 会															
労働者農民党山陰地方本部															

四 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者

政党、協会、その他の団体名
自由民主党鳥取県支部連合会

寄附の総額

件数

寄附者の氏名
又は団体名
谷口 晃一

職業
旅館業

住所又は主たる事務所の所在地
鳥取市

一三、〇〇〇円

一

旅 館 業

鳥 取 市

(二) 支 出

政党、協会、その他の団体名
自由民主党鳥取県支部連合会

支出の総額

件数

支 出 の 目 的

七四、〇〇〇円	六	支部助成費
一七三、四三六	一	会議費
一〇〇、〇三五	一	演説会費
一七四、三〇〇	二〇	給与費
五七、二六〇	一三	旅費
一三、〇七〇	一	文具費
二、〇五〇	九	印刷費
六三、三二二	九	通信費
四〇、〇〇〇	二	広告費
一四、〇〇〇	八	備品費
一一八、九〇〇	五	事務所借上料
九、二五六	一	雑費
六、〇〇〇	一	給与費
三二、二〇〇	一	会議費
二、五二〇	一	文具費
四、八八五	一	通信費